

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和1年11月21日(2019.11.21)

【公開番号】特開2019-118488(P2019-118488A)  
 【公開日】令和1年7月22日(2019.7.22)  
 【年通号数】公開・登録公報2019-029  
 【出願番号】特願2017-254055(P2017-254055)  
 【国際特許分類】

A 6 1 F 13/511 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/511 4 0 0

A 6 1 F 13/511 1 0 0

A 6 1 F 13/511 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前後方向と、

前記前後方向に直交する幅方向と、

表面シートと、

前記表面シートの非肌対向面側に配置された吸収コアと、を有し、

前記表面シートは、非熱融着性繊維を含む第1表面シートと、前記第1表面シートの非肌対向面側に位置する第2表面シートと、を有する吸収性物品であって、

前記第1表面シートの前記幅方向の外側縁は、前記第2表面シートの肌対向面側に配置されており、

前記第1表面シートと前記第2表面シートが接合された接合領域が設けられており、

前記第1表面シートの外縁には、前記第2表面シートと接合されていない自由端部が設けられており、

前記接合領域と前記第1表面シートの前記外側縁との前記幅方向の距離は、前記非熱融着性繊維の繊維長よりも短い、吸収性物品。

【請求項2】

前記接合領域には、前記第1表面シートと前記第2表面シートを圧縮した圧搾部が設けられている、請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記圧搾部は、前記前後方向又は前記幅方向に間隔を空けて配置されている、請求項2に記載の吸収性物品。

【請求項4】

前記接合領域には、前記第1表面シートと前記第2表面シートを接着する接着剤が設けられている、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項5】

前記第1表面シートは、熱融着性繊維を含む、請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の吸収性物品。

【請求項6】

前記第 2 表面シートは、熱融着性繊維を含む、請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の吸収性物品。

【請求項 7】

前記第 2 表面シートの非肌対向面側には、前記吸収性物品の外側縁を覆うサイドシートが配置されており、

前記第 2 表面シートの外側縁は、前記第 1 表面シートの前記外側縁よりも前記幅方向の外側に位置し、

前記第 2 表面シートの前記外側縁と前記サイドシートとが接合されていないサイド非接合領域を有する、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載の吸収性物品。

【請求項 8】

前記第 2 表面シートは、前記前後方向に沿った折り目を基点に折り畳まれており、

前記折り目は、前記第 2 表面シートの前記外側縁に設けられている、請求項 7 に記載の吸収性物品。

【請求項 9】

前記第 1 表面シートの前記外側縁は、前記吸収コアの外側縁よりも前記幅方向の内側に位置する、請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載の吸収性物品。